

（日本社会における）ひきこもりをきたす社会・経済的基底要因に関する一考察

安井 勝 YASUI MASARU（京都支部）

1. はじめに

ひきこもり（問題）に心を寄せる人々は「ひきこもりを生みだすのは社会の側に背景要因がある。」「新自由主義（社会）がひきこもりを増大させた」との言説を概ね了承するが、未だ蓋然的である。

本報告は、ひきこもりをきたす物理的環境条件として実在する社会・経済情勢について、それは（日本社会において）どのような問題構造なのか、また、これまでの約半世紀でどのように社会・経済情勢が変容をきたしたのかを考察課題に設定する。続けて、ひきこもりをきたす社会・経済的条件を焦点化して、それらがひきこもりにどのように関係しているかを考察する。

2. 産業構造の変容と人間性の商品価値化

日本の戦後当初は、第 1 次産業就業者の割合が多かったのだが、東京オリンピックの翌年(1965 年)に第 2 次産業就業者の割合が上回った(第一次産業就業者 24.7%、第 2 次産業就業者 31.5%)。国勢調査統計によると、第 1 次産業就業者は、1950 年の 48.6%から減少を続け、第二次産業就業者は、1975 年の 34.2%をピークにして減少傾向をたどっている。2010 年の第一次産業就業者は 4%、第二次産業就業者は 25%の割合になった。一方、第三次産業就業者の割合は、1950 年の 29.7%から増え続け、2010 年には 70.6%のボリュームとなり、以後も増えている。⁽¹⁾ 第三次産業が主流の社会・経済情勢では、この産業の利益追求指向が支配的となる。

このような産業構造の時代的変容を、働く人間の側から見ると、第 1 次産業の労働対象は「自然」、第 2 次産業の労働対象は「もの(素材)」。第三次産業は「ひと」を対象にして、「ひと」の欲求や願望に関与してニーズを充足することで産業を発展させる。その産業領域では、人間のエモーショナルな能力が開発される。人間の欲求やニーズを捉えて事業化するセンスが磨かれる。付随して、人間が所属する集団や集合体の雰囲気（空気）を察知し、相手の視点に立って思考をめぐらせる対人関係調整能力が産業収益に結びつく。

第 3 次産業就業人口が労働者全体を圧倒するようになると、そこで常用される対人スキルや対人センスは第 3 次産業の領域を超えて、広く社会生活全般

でも「有益」な対人関係能力へと汎化する。そして、それらが、一般的「社会性」となっていく。

この対人関係能力や情動的センスには、肉体的諸力や知識・技能諸力の提供とは異なる特質がある。それは、個人が幼少期以降に社会的関係を築いて成長してきた自らの社会性＝人間性である。人間性の発揮が社会の生産活動に貢献するのは、基本的には生産活動の発展であり人間性の充実につながる。しかし、それが産業利益を追求する社会の雇用契約関係に入ると、彼等の人間性が事業利益を生み出す原資となる。雇用者は被雇用者を「どれだけの利益を生み出すことができるのか」という指標で見ようとする。そればかりでなく、被雇用者が自身を「どれほどの価値があるのか？」と推し量るようになる。この時代の「経済的」価値追求の論理は、人間の「内面的」価値意識に転じて浸透していった。

3. ひきこもり（問題）が問う日本の労働環境

山家悠紀夫(2019)は、1990 年以降の日本経済を企業業績（収益）の観点から調べ、①企業売上高は 30 年間で 8%増にとどまる。②しかし、企業収益は急拡大した。③付加価値率の上昇、労働分配率の低下があったことを指摘した。そのことによる国民生活の変化については、①1997 年をピークに給与が減少し、②正社員は減少、非正社員が増加 ③経済格差の拡大傾向を挙げた⁽²⁾。つまり、働く者へのしわ寄せと収奪によって企業利益が拡大してきたのである。

お笑い芸人・石井てる美さんは、1983 年生まれ。東大に入って大学院に進み、外資系コンサルティング会社マッキンゼー・アンド・カンパニーに入社し、絵にかいたようなエリートコースに乗ったと言われたが、1 年 4 か月で退社した。理由は、「常に成果を求められるプレッシャーに、心身が悲鳴をあげたのです」と述べている（朝日新聞朝刊 2024/3/15、オピニオン&フォーラム「評価と生きる」）。

このような経済的特質や労働現場の問題を把握したとき、労働市場への参加を留保・躊躇・忌避しているひきこもり当事者に対しての理解を、彼等個人のレジリエンスや対人関係能力の問題に帰属させてしまうのは一方的である。

ひきこもり当事者も、(労働という)社会参加の結

び目にあって、今日の労働事情に苦悩しているだろう。

4. 人間性の商品化を競わされる労働市場

人が労働市場に参画するという経済的性質を、経済学の商品流通の過程に視座を重ねて考えてみる。

まず、一商品の流過程を見る。貨幣を介しての商品交換が進められる市場で、生産者の商品が売れるかどうか、それは難事業である。マルクスは、その点を「鉄または鉄の所有者の任務は、鉄が金をひきつける場所を商品世界で見つけることである。しかし、この困難、商品の命がけの飛躍は、この単純な流通の分析で想定されているように、販売が実際におこなわれれば克服される。」⁽³⁾として、“命がけの飛躍”と表現した。

自分の生産物に対する需要(購入)があると見込んで生産したが、それを証明するには生産物が実際に売れることを通じてでしかできない。たとえ、一商品が首尾よく販売されたとしても、その後が保証されるわけではなく、新たな商品は再び市場での“命がけの飛躍”に遭遇することになる。個々の生産物商品を必要とする社会的欲求に出会う交換行為の一つ一つが、いつも“命がけの飛躍”という苦難をとまなう。売れなければ、ただのモノ(物)として残るだけである。

市場に投げだされるのは生産物商品だけではない、労働力も商品として市場に現れる。その販売行為(商品:W-G:貨幣)によって、労働力は貨幣を介して商品に転嫁する。一方、労働力の購買者は、購買行為(貨幣:G-W:商品)によって、労働力(商品)を購入する。ここでの労働力商品の使用価値は事業者に利潤(剰余価値)を提供することである。剰余労働(時間)こそが使用価値となる。商品流通における生産物商品の“命がけの飛躍”が市場で行われる傍らで、その挑戦は自らを商品として装い、需要がなければただのヒト(人)でしかない者にも“命がけの試練”として立ち現われる。

今日の経済社会において、人間も商品市場に出されている。経済活動の根底にある人間同士の関係が、商品流通の中で、商品と商品の関係、つまり貨幣の関係に置き換えることができる。誰もが貨幣(資本)の意思と力に従うようになる。貨幣は人間の欲望全てを代替し、全能の神になる。ここに、人々への価値評価を拘束する社会・経済的基底要因がある。

5. ひきこもり(問題)から見る日本の社会と経済

日本社会の労働問題には、日本的な特質がある。

戦後の高度経済成長期にも長時間労働や深夜労働等の過酷ぶりがモーレツ社員・エコノミックアニマルと言われ、過労死問題も起きていた。資本主義的生産様式は働く人々を酷使する。その資本による利潤の収奪ぶりが 1990 年以降の“弱肉強食むきだしの人間収奪”へとつながった。人員整理(解雇)、サービス残業の強制、労働の過密化(強化)などの結果として、労働者には肉体と精神の消耗/破壊が余儀なくされた。パート労働や非正規労働等の労働種別を多様化して(賃金格差を広げて)総労働賃金を抑制した。労働の規制緩和、とりわけ派遣労働の規制緩和(労働職種の範囲拡充)は、人材派遣業を盛況にした。加えて、労働者に対する自己評価制度という新たな労務管理形態を布き、労働者全体を体制内化していった。

それらの結果として、労働者は連帯意識を失い、個人主義(的思考)を強めてしまった。

これらの経済戦略や労働施策、政治政策と社会の激変は、1980 年代後半の行財政改革に端を発し、1990 年代の構造改革政策で強化された。山家(2019)によると、この新自由主義「構造改革」政策の影響を受けて最も大きな変化を及ぼしたのが、先に見たように景気が良くなっても(企業が儲かるようになって)、賃金が上がらない構造へと、日本経済が変わったことである⁽⁴⁾。1円でも多く儲けようとする資本の飽くなき欲望を市場経済の自由(横暴)に委ねてしまって、環境や自然が蝕まれ、その先で人間的生活も餌食にされたのである。

ひきこもりをきたす社会・経済的基底要因を再整理するにあたり、先述した社会・経済的基底因を下層に置き、その上に日本の特質としての経済戦略や労働政策等を上層として位置づけた。

社会に蔓延している自己責任・自助努力論は、社会保障と公共サービスの削減を隠蔽し、個人・家族・家庭に生活努力を押し付けている。

ひきこもり(問題)は、このような人間性を奪っていく社会に対して疑問と異議を供している。

引用文献

- (1) 矢野恒太記念会編『数字で見る 日本の 100 年 改訂第 7 版』矢野恒太記念会 2020 年 p.67
- (2) 山家悠紀夫『日本経済 30 年史 バブルからアベノミクスまで』岩波新書 2019 年 pp.12-25
- (3) カール・マルクス著 杉本俊朗訳『経済学批判』大月書店 1966 年 p.112
- (4) 同上(2)p.182

「ひきこもり状態にある人と暮らす家族への支援」

長期・高齢化に疲弊する家族に必要な支援

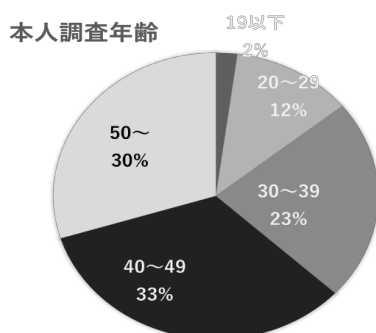
田中義和、TANAKA Yoshikazu (NPO 法人なでしこの会)

1. 著しい長期・高齢化

ひきこもりが社会問題となってから、30 年近くが経つ。その間、ひきこもり状態にある人は、年々増加し高齢化してきた。直近の内閣府調査(2022)でも、ひきこもり状態にある人は、推計で 146 万人と言われている。高齢化も進んだ。従来ひきこもりは、若者・男性中心と考えられてきた。しかし、内閣府調査では、15 歳～39 歳で 2.5%、40 歳～64 歳でも 2.02%と、40 歳以降にも多く存在することが明らかになった。また、男性だけでなく女性も 15 歳～39 歳で 45.1%、40 歳～69 歳で 40.6%と半数近くを占めている。

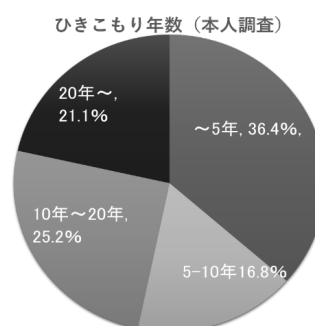
全国ひきこもり家族会連合会 (KHJ) 全国実態調査でも、本人の年齢は増加傾向にある。2008 年には、本人の平均年齢は、本人調査で 29.4 歳、家族調査で 30.1 歳であった。その後一貫して増加し、2023 年度は本人調査で、42.8 歳、家族調査では 35.6 歳となった。

本人の年齢分布も、本人調査では 40 代が 33%、50 代が 30%、家族調査でも 40 歳以上が 37%を占める。(図)



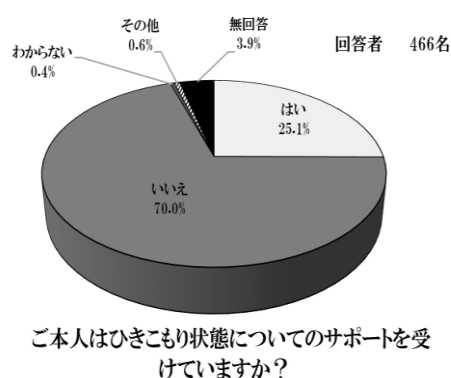
ひきこもり年数も長期化していて、2023 年度調査では、本人調査で平均 11.6 年、家族調査でも 11.7 年と 10 年を越えた。年齢の分布でも本人調査では、10 年以上が 46.3%、家族調査で 51%

と長期化が著しい。(図)

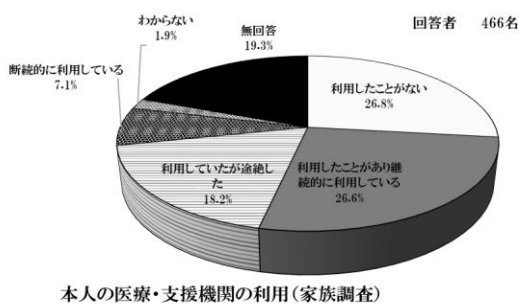


2. 届いていない支援

長期・高齢化が進む中、本人や家族に支援は届いているだろうか。KHJ 調査では、なんらかのサポートを受けている本人は、25.1%、受けていない者が 70.0%である。(図参照)

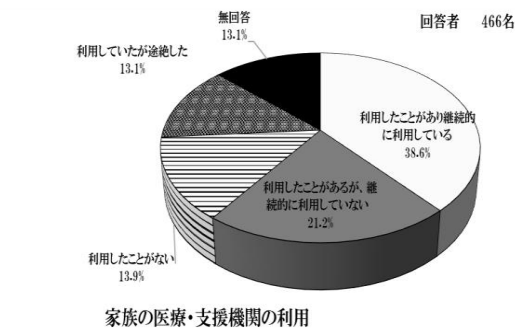


家族調査では、本人の医療・支援機関の利用について、継続的に利用しているのが 26.6%、利用していたが途絶した 18.2%、断続的に利用している 7.1%、利用したことがない 26.8%であった。利用経験があるが、継続的に利用しているものは、その半数である。



家族の医療・支援機関利用でも、継続的に利用しているのは 38.6%で少ない。

長期・高齢化が進む中で、伴走型支援の必要性が強調されるが、本人や家族に寄り添った継続的支援は進んでいない。



3. なぜ支援が届かないか

都道府県・政令市には、ひきこもり地域支援センターが整備され、全国の市町には相談窓口の設置が進んでいるが、十分に支援が届いていないのはなぜか。

まず、ひきこもり支援の基本となる法整備が進んでいない。現在、ひきこもりを独自に対象とした基本法はない。子ども若者育成支援推進法、生活困窮者自立支援法、障害者総合支援法、など関連法が支援の根拠となっている。子ども・若者育成支援推進法は、ニート・ひきこもりを対象とし、子ども・若者総合相談センターなどで支援が行われているが、年齢は 39 歳までが対象である。

生活困窮者自立支援では、ひきこもりも対象となる。40 歳以上の中高年も対象になるが、就労支援が中心であり、就労が困難な長期高齢化した本人の支援に充分に対応出来ていない。

障害者総合支援法では、障害年金などの所得保

障、就労継続支援、グループホームなどの支援が取り組まれている。しかし、これを利用できる障害認定を受けている本人は多くない。KHJ 調査では、障害年金を受けている本人は 20%であった。

ひきこもり支援の法整備が不十分な中で、厚労省では「ひきこもり支援推進事業」が取り組まれている。基礎自治体に、ひきこもり地域支援センター、サポートステーション、その導入としてのひきこもりサポート事業がある。

この事業は任意事業で実施する自治体は多くない。全国の自治体で、ひきこもり地域支援センターが 32、ステーション事業 93、サポート事業 120 自治体で実施されている（令和 5 年度）。全国に 1741 自治体があるが、実施されているのは 245 自治体で 14%である。

ひきこもり地域支援センターが設置され、専門の相談窓口、家族会、居場所、訪問支援に取り組んでいる自治体がある一方で、いまだに相談窓口がはっきりしない、たらい廻しのようなことがある自治体もある。その格差は大きい。

支援が届かない第 2 の理由は、ひきこもりが長期化するにつれて、本人が支援に対して消極的、拒否的になることがあげられる。

4. 家族・本人の実態と必要とされる支援

支援につながらない本人と家族が、10 年、20 年といっしょに暮らし、親亡き後への不安や焦りで、家族の疲弊が進んでいく。

「信じて待つ」と言われるが、本人と家族を支えていくために、どんな支援が必要とされているか、家族の実態をふまえた支援を考察したい。

参考文献

全国ひきこもり家族会連合会（KHJ）2024

ひきこもり実態に関する調査報告書

竹中哲夫 2022

ひきこもり支援者として生きて 長期・高齢ひきこもり「支援方法論」の探索 かもがわ出版

室戸の実態から登校拒否・不登校、ひきこもりを検討する

森下 博 Morishita Hiroshi (元大阪健康福祉短期大学)・京都支部

1. はじめに

私は、大阪市内の小学校を卒業し、中学校、高校は、高知県の室戸市で過ごした。

大阪と違って、室戸市は、海や山に囲まれ、自然環境に恵まれ、のびのびと 6 年間で過ごすことができた。

私にとって心身ともに、成長させてもらった自慢の室戸市であった。ところが、最近になって、不登校・ひきこもりの問題が、一つの大きな課題になっているという。なぜ、という疑問が沸き、実態把握と解決の糸口を調べる気になった。可能な限り整理し、改善の糸口になる提言できるよう考えている。

2. 全国に比べ不登校者数が多い

室戸市の実態について、2022 年度の資料を「不登校の実態について」（教育委員会発行）を見ると、室戸市内の小中学校の千人当たりの不登校児童生徒数（人）が全国比較できるのは令和 1 年度と 2 年度の表によると、令和 1 年度は、小学校は室戸市 12.7、高知県は 10.3、全国は 8.3。令和 2 年度は室戸市は 24.5、高知県 11.8、全国は 10.0 となっている。ところが、中学校は必ずしも、室戸市が全国の数に比べて多いとは言えない。令和 1 年度、室戸市は 22.7、高知県は 45.3、全国は 39.4。令和 2 年度は室戸市 26.7、高知県は 50.5、全国は 40.9 となっている。

この数字を見る限り、「全国に比べ不登校者数が多い」というのは小学校を指していることになる。

その要因について教育委員会は分析している。上位のいくつかを紹介すると、①身体

の不調（10 件）②生活習慣の乱れ（6 件）、③登校への無気力・無関心（6 件）となっている。

3. 多いことは認識しているが、人口流出

が最重要課題となっている

室戸市は、人口が約 11000 人規模の市である。人口の減少傾向を食い止め、活気ある街づくりを目指している。全市あげての努力にもかかわらず、人口回復の兆しが無い。アクセスの悪さや第一次産業の衰退など、室戸市も日本の地方都市特有の困難な課題を抱えている。

室戸市は人口 約 10000 人余で減少が止まらない。とりわけ、若者の流出防止と県外からの移住をどう促進するのか、

8050 問題についても、高齢者の独居・孤立の心配に、どう対処すればいいのか、など、不登校問題など対策の必要性は理解しているが、手が届かないのが正直なところだとなっており、全国の高齢者率から、75 歳 30% 80 歳 52%室戸市は全国の 50 年先を行っている、市長はいう。

4. 市長からの要望は、進んだ地域の実践などを紹介してほしい

「はじめに」で、紹介したように、私にとって自慢の室戸市が、不登校・ひきこもりの数が、全国に比して、多いのはなぜかを検討する予定であった。

そして、2023 年 7 月、市長との意見交換の日取りも決めた。そのための室戸市（高知県）についての関係資料も目を通した。

市長は「不登校・ひきこもり」が多いこ

とは把握しており、「対策が不可欠であると認識」している。支援をお願いしたいとのことであった。

室戸市の人口動向分析をみると、森下が室戸に在住していた 1955 年＝昭和 30 年（約 3 万 2 千人）から 1960 年＝36 年（約 万人）と 3 万人台を維持し、ピーク時だったことがわかる。その後、1962 年ころから 3 万人を割り、2023 年（令和 5 年）には 11790 人となっている。その後の人口の推移をみると、2060 年には、2375 人となっている。森下が想像していたよりは、はるかに、厳しい人口減少の推計値である。

確かに、市長が「不登校・ひきこもり」への「対策が不可欠である」との認識はあっても、「人口減への対策が最優先になる」ことは理解できる。森下らの「支援の申し入れ」に対して「ご指導、ご支援をお願いしたい」ととどまることもやむを得ない。

森下は以上の室戸市がかかえる最大の人口減少の課題を理解したうえで、大阪を事務局とするひきこもり学会や日本科学者会・京都支部の支援、協力も得ながら、人間のつながりや生きがいの問題に視点をおきながら、テーマについて考えたい。また、人間のもつ元気の源に届くとりくみの具体化とその延長線上にあるまちおこしについて若者の視点で提言できないかを考えている。

中間地点にたって、今後の提言までの足がかりになる点を整理すると、

- ① 室戸市によると、8050 問題で、高知大学からの接触 調査について、支援・依頼要望あるという。
- ② 全国的には、秋田県の藤里町の社会福祉協議会がとりくむ、全町対象の調査と、就労につながる研修制度。
- ③ 隠岐の島のとりくみから、統廃合の危機にあった高等学校を人間のつながり

を土台に活性化させていった。

- ④ 大阪の T 大学の学生と懇談し、室戸市を現地見学し、見たまま、感じたままをまとめ、市長への提言するという企画した。若者の声をひきこもり学会と日本の科学者会議で発表の機会をもって、研究者や関係者との交流を企画した。
- ⑤ 室戸市出身者の声をききとり、アクセスの問題と産業衰退や人口問題や耐震の問題について話題にし、市側に提供できるよう検討する。
- ⑥ 学力問題と学力テストが教育関係者と子どもたちへの影響について

登校拒否・不登校から問い直す教員養成と研修の課題

「生物・心理・社会（BPS）モデル」に着目して

伊田勝憲 IDA Katsunori（立命館大学・京都支部）

1. はじめに

2013 年度から 10 年連続して「不登校」が増加し、コロナ禍以降さらに加速している。特に小学校低学年の増加率が著しく、小学 1 年生の場合、この 10 年で 7 倍となっている。加えて、病気や経済的理由等による「長期欠席」も増加している中で、COCOLO プランなど主に学習面に軸足を置いた「手立て」が先行する一方、なぜ増えているのかという「見立て」の議論が十分ではない。

そこで、本稿では、文部科学省（2022）による改訂版の生徒指導提要に登場した「生物・心理・社会モデル」（Bio-Psycho-Social Model、以下「BPS モデル」と略記）に着目し、特に登校拒否・不登校の背景にあるマクロレベルの「社会的要因」として教員の世代交代について考える。

2. 登校拒否・不登校増加のマクロな社会的要因

社会的要因も地域や家庭及び保護者の労働環境等を含む幅広い概念であるが、ここでは学校環境に絞り、特に 2013 年度以降の「不登校」増加の背景としてマクロレベルでの変化（変動）として「教員の世代交代」に着目する。これは昨今の教員不足問題のみならず、教員の質に変化をもたらし、生徒指導上の諸課題への対応が後手に回りやすい状況をもたらしている恐れがある。

そもそも、教員の年齢構成分布には大きな偏りがあり、戦後 2 回のベビーブームに連動して、人口の多い世代の就学に合わせて、人口の少ない世代から新卒で大量に教員を採用するサイクルが見られ、2010 年代半ば以降は 2 回目の大量退職期に当たる。3 回目のベビーブームはなく、少子化で教員需要が減少する要素はありつつも、実際には、①インクルーシブ教育システムの掛け声と裏腹に特別支援学校／特別支援学級在籍児童生徒教

の拡大（2014 年からの 10 年で 2 倍）、②若い世代の教員増加とジェンダー平等の浸透に伴い産休・育休ニーズが増大、③小学校で 2021 年度の小 2 から 35 人学級導入といった教員需要を押し上げる要素が大量退職期と重なった。加えて、④教員採用試験を受ける女性の減少（2012 年からの 10 年で半減、ジェンダー平等の進む民間と競合か）、⑤再課程認定を機に教職課程から撤退する大学・学部が続出し（2018 年前後）、教員免許状の授与数が減少傾向、その背景として、⑥2005 年の規制緩和以降、特に小学校の教員養成が国立大から私立大にシフトしていたことなど、供給不足に至る構造的問題が挙げられる。さらに遡ると、⑦1997 年学部入学生をもって旧日本育英会の第一種奨学金の返還免除職制度が廃止されたことは、教員不足の深刻化のみならず、教員の質や学校文化にも影響を及ぼしていることが危惧される。

3. 奨学金返還免除職制度廃止の長期的影響

藤森（2007）は、返還免除職制度の廃止の前後において教員養成系学部で奨学金貸与を受ける学生の「層」が変化したことを指摘している。端的には、廃止前の 1996 年と廃止後の 2002 年を比較して、「低所得者層」「教員になる可能性が高い」「学力が高い」層が大幅に減少し、返還免除職廃止の影響を受けにくい「より所得階層の高い」「より学力の低い」しかも「教員になる可能性の低い」層への奨学金貸与（元々返還免除の対象外であった有利子の第二種奨学金を含む）が拡大されたと言える。藤森の表現を借りるならば「奨学金の教員リクルートの機能が制度改正により失われ」（p.191）、生活困窮世帯から教員を目指して大学進学を決断する層が減った。

大量退職期を迎えて教員需要の増大する 2010

年代半ば以降になってその影響が顕在化して「教員不足」の深刻化を招いていると見ることもできるが、より大きいのは教員の質への影響かもしれない。1 つには、教員志望学生の「学力」が下振れしたことで、例えば、苦手分野の授業準備にそれ相応の時間を要してしまうなど、結果として生徒指導・教育相談案件への対応に振り向ける時間とエネルギーが奪われ、文字通り「後手に回る」リスクが高まるおそれはあるだろう。ただし、「わからない子どもの気持ちがわかる」など、強みになりうる要素もあり、「学力」と職務遂行（例えば授業の質）との関係は、それらの定義を含めて慎重に議論する余地がある。

もう 1 つ、より影響が大きいかもしれない点として、生活困窮世帯出身の教員の減少により、多様な背景を背負っている児童生徒を共感的に理解する教員集団としての力量が徐々に失われ、教員の世代交代が本格化した 2010 年代半ば以降、その傾向が加速しているおそれがある。吉住（2016）による中学生を対象としたソーシャルサポートに関する調査では、一般世帯の中学生と比較して、生活困窮世帯の中学生には「先生サポート」が届きにくいことが示唆されている。それ以外の生徒指導上の諸課題についても、社会的要因を軽視して児童生徒本人の属性（心理学的要因等）に帰属する「基本的帰属のエラー」がより生じやすくなった可能性は否定できない。

事実、毎年度実施される「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」において、学校・教員視点で判断された不登校の理由は「無気力・不安」という心理学的要因が過半数を占めている一方で、社会的要因の代表例とも言える「いじめ」は 0.3%である。逆に、文部科学省（2021）が不登校の児童生徒本人及び保護者を対象に実施した「不登校児童生徒の実態把握に関する調査」では、学校に行きづらいつと感じたきっかけとして「いじめ」を挙げたケースが 2 割以上あり、学校・教員視点の調査結果との乖離が大きい。まさに「基本的帰属のエラー」が起きている。

4. BPS モデルと「原因帰属理論」の再解釈に基づく教員養成及び研修プログラムの開発へ

教職課程の教育心理学系の科目において取り上げられる「原因帰属理論」では「努力」への帰属は重視されてきた。しかし、「親ガチャ」という言葉がそれなりのリアリティを持って人口に膾炙した今日、この「努力」帰属重視を見直し、自己責任論からの脱却、そして個体能力論から関係論への転換を図るための議論が必要である。

高垣（2008）は、「努力すれば報われる」と言える人こそ、それは恵まれているからではないかと自分をふり返ってみる必要があると述べているが、本稿の文脈で受け止めると「基本的帰属のエラー」に自ら気づくことを求めていると言える。そこで、教員養成及び研修の中で、BPS モデルやエピソードジェネティクス等について学ぶことが、例えば、社会的要因に対する身体的反応（生物学的要因）として「登校拒否」となるイメージなど、心理学的要因の背景に関するメタ認知につながるかもしれない。児童生徒理解における基本的帰属のエラーが低減されることで、安心・安全な学校風土づくりに資することが期待される。そのため、研修プログラムの開発と効果検証が課題である。

引用文献

- 藤森 宏明 (2007). 奨学金制度改革がもたらしたもの：教員養成系学部の動向をもとに 日本教育政策学会年報, 14, 183-197.
- 文部科学省 (2021). 不登校児童生徒の実態把握に関する調査結果報告書（不登校児童生徒の実態把握に関する調査企画分析会議 令和 3 年 10 月）
- 文部科学省 (2022). 生徒指導提要（令和 4 年 12 月）
- 高垣忠一郎 (2008). 競争社会に向き合う自己肯定感 新日本出版社
- 吉住 隆弘 (2016). 生活困窮者世帯の子どもにおけるソーシャルサポートと QOL の関連：生活保護世帯の中学生に着目して 発達心理学研究, 27, 408-417.

登校拒否のカテゴリー論

-イデオロギーの論理学（戸坂潤）に依拠して-

藤井良彦、Fujii Yoshihiko（文学博士）

1. 「不登校」の対象性

戸坂潤の提唱したイデオロギーの論理学はカントの超越論的分析論におけるカテゴリーの演繹をマルクス主義の影響を受けて、社会科学に応用したものである。戦後、実証主義を標榜した科学は勢い、この定性分析とも言うべき概念分析を忘れたのではないか？

貧困率を出すことは定量分析であるが「ワーキングプア」「貧困女子」という意識を分析するのは概念分析である。「年間 30 日以上欠席」と定義した上で長期欠席者の数を数え上げることはできるけれども、だから「不登校」が増えていると結論するならば科学者は実証の域を越えている。

「学校になじめない子ども」「不登校経験者」とは「貧困女子」「弱者男性」と同様、一つのステータスである。「五月雨不登校」「完全不登校」と表現もさまざまにそれは語られてきた。では、「不就学」とは区別された「不登校」という概念はどのようにして形成されたのか？

その形成過程にあるのが、「不登校」という言葉が登校拒否とは区別されて概念化された渡辺位（精神医）の二次反応説である。彼にとって当時は「登校拒否児」と呼ばれていた患児は実在している。一次的に「不登校状態」に陥った子どもが葛藤を生じることで二次的に神経症様の症状が惹き起こされる。では、どのような子どもが「不登校状態」に陥るのか？それに答えたのが「個性的な登校拒否の子ども」というフリースクールの論理である。「明るい登校拒否」と言われたフリースクールに元気に通う子どもたちはもはや患児ではないが「個性的な登校拒否の子ども」というカテゴリーに自らをカテゴライズして一つの存在性を獲得する。その問題点を指摘したのが、北山由美の論文「〈登校拒否〉経験の物語性について」

（1998 年）である。彼女は登校拒否における当事者性の問題を初めて提起した。その問題を素通りしたところに成り立つのが「学校になじめない子ども」「不登校経験者」という存在性だ。

登校拒否・不登校とは社会科学の研究対象を規定するカテゴリーであると同時に、当事者たちが意識的に自らをカテゴライズするカテゴリーでもある。その定性分析をしなければ社会科学は疑似科学に陥る。問題は「不登校」という社会科学の研究対象の対象性に関わると同時に「当事者」の存在性に関わっている。

2. 「登校拒否児」の存在性

渡辺位は国立国府台病院児童精神科病棟の院内学級において「登校拒否児」の入院治療をしていた。彼の編著『登校拒否・学校に行かないで生きる』（1983）に収録された座談会「なぜ学校に行かなくてはならないの？」は司会者によると「登校拒否を経験した本人の座談会」である。7 名の参加者のうち 3 名までが院内学級に籍を置いたことがある、あるいは置いているにもかかわらず、その特殊な体験が語られることはない。しかし「登校拒否を経験した」とされる彼らの意見はフリースクールの在籍者たちの文集やその機関紙『不登校新聞』を通じて配信された。

北山は登校拒否というカテゴリーによる被規定性の問題を以下のように提起した。

「〈登校拒否〉問題は、現代日本の教育問題あるいは社会問題として、絶え間なく語られ続けている。〈登校拒否〉の子どもたちにとっての〈登校拒否〉経験とは、こうした語りの場の中で編まれる自己物語である。ひたむきに自分の経験を語る子どもたちのいききとした語り口は、「同じ経験」をした私にとって、自分が救われるような感

覚を覚えさせてくれるものだった。けれども、当初はそうにきらめいて聞こえた子どもたちの語り口が次第に「似かよったもの」に感じられるとともに、子どもたちの「けなげさ」に、さらにはそうした子どもたちの語りをたよりに紡いできた自分の経験に疑問を生じてきた。」

「私は学校へ行かなかった時期、自分が「登校拒否をしている」とは認識していなかった。学校に行かないということと、自分が「教育問題」または「社会問題」として構成された〈登校拒否〉カテゴリーの一員であることとは距離があった。何らかの形で〈登校拒否〉ということば、あるいはカテゴリーを知る以前には、私は〈登校拒否児〉ではなかったのだろう。」

「子どもたちが〈登校拒否〉経験を語るには、それに先だって〈登校拒否児〉カテゴリーを自らに引き受ける必要がある。〈登校拒否児〉カテゴリーは、「学校へ行かない（行かなかった）」子どもたちを、等し並みに〈登校拒否児〉として仕立て上げる仕掛けである。」

3. イデオロギーの論理学

カテゴリーによる意識の社会的被規定性の問題はすでに戸坂潤によって虚偽意識の問題として提起されている。この問題を解くのがイデオロギーの論理学である。彼の『イデオロギーの論理学』（1930）の序に「思想の論理学」とあるのがそれである。基礎となったのは三木清のイデオロギー論だ。「個人の意識は社会的に規定されている」というマルクスの原理に基づき、戸坂はイデオロギーの範疇論、つまりは社会科学の予備学としてのイデオロギーの論理学を構想した。

登校拒否は戦後の教育闘争において使われ出した用語だ。同盟休校と同じ意味で使われる場合もあるが意図的に区別して使われる場合もある。この言葉を Schoolrefusal という児童精神医学の用語の訳語として転用したのが高木隆郎（精神医）だ。この「神経症的登校拒否」「登校拒否症」として流布した用語を「不登校」と区別して用いたのが渡辺である。「不登校状態」に陥る原因として格

好狂育を挙げる彼の学校病理論が登校拒否に代わって「不登校」を問題とした。では、どのような子が「不登校状態」に陥るのか？それが「個性的」「学校になじめない」とされる「登校拒否の子ども」「不登校の子ども」である。登校拒否が「不登校」と言い替えられたのではない。それを併用する論理において、当事者の被規定性を担う特殊な概念が生じた。「不登校」が行政用語となっている現代において、それが登校拒否という民間用語から派生した過程を過程することは、しかしその定義の再確認ではない。

「教育はイデオロギーか？」という問いは国分一太郎が発したものだ。端的に言って「不登校」はイデオロギーである。「不登校が増えている」という主張は「学校外の学びの場」における「多様な学び」を推進する。「不登校現象」を研究対象とする研究者がそれを追認する。当事者たちはそれを経験する。社会科学者が問うべきことは何らかの理由で通学できずにいる就学権者たちの学校外での就学権保障の問題ではないのか？

引用文献

- 北山由美（1998 年）「〈登校拒否〉経験の物語性について」『立教大学教育学科研究年報』42 号
- 藤井良彦（2016 年）「渡辺位と小澤勲：登校拒否から「不登校」へ、反精神医学の思想」『立正大学哲学会紀要』11 号
- （2016 年）「論理なき現象のゆくえ：「不登校」現象の現象学的還元」『人文科学研究所年報』53 号
- （2017 年）『不登校とは何であったか？：心因性登校拒否、その社会病理化の論理』社会評論社
- （2018 年）「「不登校」現象の基礎づけ、或いはその精神医学化の論理」『人文科学研究所年報』55 号
- （2022 年）『盟休入りした子どもたち：学校ヲ休ミニスル』土佐堀舎
- （2024 年）「学校哲学」『ごっ魂ぜ』4 号